

下水道管渠更生工事に係る施工管理資格要件の改正について

管更生工事が適正に施工されることを目的に、管更生工事の請負業者（元請）に必要な施工管理資格要件を平成31年4月1日に付したところですが、資格取得の経過措置期間が終了しますので、令和4年4月1日より以下のとおり改正します。

○下水道管渠更生工事に係る施工管理資格要件

配置技術者（元請）の施工管理資格は、一般社団法人日本管路更生工法品質確保協会の下水道管路更生管理技士資格又はこれと同等以上の資格を有することとする。

なお同等以上の資格とは、以下のいずれかの資格をいう。

- ・ 公益社団法人
日本下水道管路管理業協会 「下水道管路管理専門技士（修繕・改築部門）」
- ・ 一般社団法人
日本管更生技術協会 「下水道管きょ更生施工管理技士」